

第 1 7 回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成 13 年 12 月 26 日

場 所 プリムローズ大阪

第17回大阪府環境審議会会議録

開 会 午前10時

司会（前川補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第17回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産総務課の前川でございます。よろしく願いいたします。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、末吉部長からごあいさつを申し上げます。

末吉環境農林水産部長 環境農林水産部長の末吉でございます。第17回大阪府環境審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろから、府環境行政を初め、府政の各般にわたりましてご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新しい環境総合計画策定に当たりましての基本的な考え方につきまして、去る7月3日に答申をいただきました。現在、その答申を踏まえまして、将来の望ましい環境や施策展開の基本方向を示す新しい環境総合計画を策定すべく、準備を進めているところでございます。来年1月にはパブリックコメントを行いまして、広く府民のご意見を伺いたいと考えております。計画の策定は、年度内、来年3月中に行いたいと考えております。

さて、本日の審議会におきましては、ご審議いただきたい案件が3つございます。1つ目は、河川の水質汚濁の環境基準の類型指定の見直しにつきまして、本日お諮りいたしますので、ご審議をお願いしたいということでございます。2つ目は、前回の審議会に諮問をさせていただきましたほう素等の排水基準の設定等につきまして、水質規制部会のご報告に基づきましてご審議をいただき、ご答申をいただきたいということでございます。3点目は、第15回の審議会におきまして諮問をさせていただきました廃棄物処理計画案につきまして、部会の報告に基づきましてご審議をいただきたいということでございます。以上3点でございます。委員の皆様方には何とぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつといたします。

司会（前川補佐）　　続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。時間の都合により、今般新しく委員をお引き受けいただいた方につきましてご紹介させていただきたいと存じます。配付しております資料の参考資料2に委員名簿を添付しておりますので、ご参照ください。

（新委員紹介）

次に、環境審議会条例第3条に基づき専門の事項を調査審議いただく専門委員をご紹介させていただきます。参考資料3をご参照ください。

（専門委員紹介）

また、環境審議会の幹事にご就任いただいております方々並びに事務局の職員につきましては、お手元にお配りしております配席表に名前を書いてございますので、紹介を省かせていただきます。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

（配付資料確認）

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

なお、本日、委員定数42名のうち30名の方の出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

まず、議事1の会長選出等についてでございますが、これは、これまで会長を務めていただいております相賀先生がご退任されたことに伴いまして、新たに会長の選出などをお願いするものでございます。

なお、会長が決まりますまで、私が仮議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

会長は、環境審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者の中から委員の互選によって選出していただくこととなっております。会長の選出について、いかがいたしましょうか。

難波委員　　このたび就任されました大阪府立大学の南学長を、学識ご経験、識見の上から、ぜひ会長をお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

司会（前川補佐）　　ただいま、南委員に会長をお願いしてはどうかとのご意見をいただきました。ほかにあるでしょうか。——それでは、委員の皆様、南委員に会長をお願いすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということで、それでは、南委員に会長をお願いしたいと存じます。よろしく
お願いいたします。

南会長、恐れ入りますが、会長席にお移りいただけますでしょうか。

[南会長 会長席に着く]

それでは、これ以降の議事につきましては、南会長をお願いしたいと思います。よろ
しく申し上げます。

南会長 ただいまご指名いただきました大阪府立大学の南でございます。どうぞよろし
くお願いいたします。

この審議会は、ご承知のとおり、大阪府における環境の保全に関し、基本的なことを
調査審議する非常に重要な会議でございます。その中で会長という重責を預かりまして、
その責任の重さを痛感しております。大変微力でございますが、皆様方のご協力、ご支
援をいただきましてその職を務めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよ
ろしくお願い申し上げます。

余計なことでございますが、私自身は体に悪いところはどこもないのですが、1つだ
け悪いところがございまして、口が悪いのでありますが、とうとう天罰が当たりまして、
きのうから舌が荒れて非常に物が言いにくくなっております。その点で言語不明晰があ
るかと思いますが、ぜひ皆様のご協力で議事進行を務めさせていただきますので、何
とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、就任のあいさつとさせていただきます。

それでは、引き続きまして議事を進めさせていただきます。

まず、会長代理の選任をお願いしたいと思います。大阪府環境審議会条例第4条第3
項によりますと、会長が学識経験者の委員の中から会長代理を指名することとなってお
ります。私といたしましては、大阪商業大学教授の前田委員をお願いしたいと思います
が、前田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

前田委員 重ねての重任でございまして、私の能力の限界を超えているのではないかと、
かような心配をいたしておりますが、委員の皆様のご指導を受けながら務めさせていた
だきたい、このように考えております。よろしく申し上げます。

南会長 どうもありがとうございます。

それでは、こちらの会長代理席へ移動をよろしく申し上げます。

〔前田会長代理 会長代理席に着く〕

また、水質規制部会、廃棄物処理計画部会、水質測定計画部会に属する委員及び専門委員、部会長につきましても、会長が指名することとなっております。私といたしましては、参考資料3に記載のございます、これまで検討いただいております方々に引き続きお願いしたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

特に異議がないようでございますので、それでは、よろしく願い申し上げます。

引き続きまして、早速でございますが、議事2に入らせていただきます。

水質環境基準に係る河川の類型見直しについてですが、これは諮問事項でございますので、まず諮問をお受けしたいと思えます。

末吉環境農林水産部長　それでは、知事にかわりまして、私から諮問をいたしたいと存じます。

大阪府環境審議会

会　長　様

大阪府知事 太田 房江

水質環境基準に係る河川の類型見直しについて（諮問）

標記の類型見直しにあたり、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしく願いいたします。

〔末吉部長より南会長に諮問文書手交〕

南会長　ただいま当審議会に対し諮問がありました「水質環境基準に係る河川の類型見直しについて」について、引き続き事務局の方から内容説明をお願いいたします。

事務局（岩崎室長）　環境指導室長の岩崎でございます。本日お諮りしております水質環境基準に係る河川の類型指定の見直しについて、ご説明申し上げます。

お手元の資料1-1の諮問文の裏に諮問理由について記載しておりますので、これを読み上げながらご説明をさせていただきます。

(諮問理由)

1 水質環境基準に係る水域類型の指定について

水質汚濁に関する環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、昭和46年環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」により、人の健康の保護、及び生活環境の保全に関し環境基準が定められています。このうち、生活環境の保全に関する環境基準は水域の利用目的に対応して複数の類型が設けられており、個々の水域にいずれかの類型をあてはめることになっています。

この類型指定は、2以上の都道府県の区域にわたる水域であって政令で定められたものについては国が、それ以外の水域については都道府県知事が行うこととされており、併せて達成期間も設定することになっています。

又、類型指定は、水域の利用態様の変化や水質汚濁の状況等、事情の変更に伴い適宜改訂することとされています。

現在、大阪府内では、国により4河川7水域に、大阪府により58河川66水域に対して類型指定が行われています。

資料1-2「水質環境基準について」をごらんください。1としまして、河川に適用される生活環境の保全に関する環境基準を記載しております。水道や水産など利用目的により、AAからE類型までの6個の類型が設けられておりまして、それぞれの類型ごとに、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)など5つの項目について環境基準値が定められております。そして、個々の河川の水域に対しまして、いずれかの類型を当てはめることを類型の指定と申しております。また、達成期間につきましては、同じページの下の方に記載しましたとおり、イ、ロ、ハ、ニの区分に従いまして設定しております。

次に、裏のページをごらんください。「2 府内河川水域の類型指定状況」といたしまして、現在大阪府内において類型を指定しています62河川73水域とその類型を記載しております。一番右側の欄に丸印を入れたものが政令で定められた国が指定する水域、それ以外は府が指定する水域でございます。

それでは、もとに戻っていただきまして、引き続き、2の「類型指定の見直しについて」を読み上げて、諮問の理由につきましてご説明をさせていただきます。

2 類型指定の見直しについて

大阪府においては、平成4年2月26日に府内河川の類型指定を見直して以降、約10年

が経過しています。その間に、それぞれの水域においては、その利用目的や水質汚濁の状況に変化が生じているものがみられるところであり、より一層の水質保全を図るために類型指定の見直しを行う必要があります。

そこで、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、府内河川の類型指定の見直しについて貴審議会の意見を求めるものです。

なお、国が平成13年3月30日付け環境省告示第17号で神崎川及び猪名川下流の類型指定を見直したことにより、その上流にある府が類型指定した安威川等11水域の水域類型との間の整合を速やかに図る必要が生じているため、まずこの水域の類型指定の見直しを行い、引き続き他の水域に関する見直しの検討をしていきたいと考えています。

審議会でご検討いただく内容といたしましては、今申し上げましたように、類型指定を見直すに当たっての基本的な考え方、河川水域の利用目的や水質の現状と将来の状況、及び水域相互の関連性などを総合的に勘案した類型の指定、これらにつきまして、専門的見地からご審議を賜りたいと考えています。

また、今後のスケジュールにつきましては、先ほどお話をいたしました、まことに僭越ではございますけれども、神崎川及び猪名川上流にあります11水域については今年度中に第1次答申をいただき、その後、その他の水域の見直しについて引き続きご審議をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、今回諮問させていただきました「水質環境基準に係る河川の類型見直しについて」は、水質規制部会においてご検討いただきたいと思いますことから、水質規制部会運営要領の改正案についてご説明をさせていただきます。

資料1-3をごらんください。改正内容といたしましては、水質規制部会運営要領の「第1 趣旨」に「(5)環境基本法第16条第2項の規定に基づく、類型を当てはめる水域の指定」を追加させていただくこととございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

南会長 ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

小谷委員 淀川水系の神崎川とか猪名川上流の水質というのは、ここ3～4年、連続して水質の類型が1ランク上がるなどして水質が一定改善されているものと思われ。けれども、そのほかの大阪府が類型指定している河川におけるBODの環境保全目標は、淀川水域の檜尾川、穂谷川、船橋川、天野川、寝屋川水域の恩智川、大和川中流、石川、

東・西除川、天見川、それから泉州の諸河川のほとんどが達成できていない状況にあると思います。諮問に当たりましては、大阪府指定の諸河川について、利用目的の類型の整合性という今回の目的があるんですけれども、それを図るだけではなく、目標を引き上げて、その早期達成に向けての具体的検討を行っていただきますよう求めておきます。

南会長 ありがとうございます。類型見直しとあわせて、さらに基準そのものを上げよというご意見でございますね。これに対しては、事務局から何かご回答はございますか。

事務局（岩崎室長） 今回の諮問に当たりまして、検討いただきます内容としましては、委員が先ほどおっしゃいましたことは、類型指定を見直すに当たっての基本的な考え方、河川水域の利用目的や水質の現状と将来の状況、及び水域相互の関連性などを総合的に勘案した類型の指定という観点に含まれると思いますので、そういう観点から審議会でご審議賜りたいと考えております。

南会長 全体として、今ご質問いただいたことの趣旨がこの類型見直しの中に含まれているというご回答でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

そのほか、ご意見はございませんでしょうか。——特にないようでございますので、ただいまご質問いただいた件については、今回の見直しの中に含まれていると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、水質規制部会の運営要領を原案のとおり改正いたしまして、水質環境基準に係る河川の類型見直しについても、水質規制部会においてあわせてご検討いただくということで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

特にないようでございますので、それでは、部会の運営要領を改正させていただきます。これについても、水質規制部会の近藤部会長、今後、部会においてご検討をよろしくお願ひいたします。

引き続き、議事3に移らせていただきます。ほう素等の排水基準の設定等に係る水質規制部会の報告についてでございます。

これは、前回の審議会において知事から諮問を受け、その後、水質規制部会において専門技術的にご検討いただいております。その結果について、近藤部会長からご報告をお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

近藤部会長 部会長の近藤でございます。私の方から、資料-2、資料2-2、2-3をご参考にしていただいて、ご説明申し上げたいと思ひます。

本年6月27日に知事から諮問を受けました「ほう素等の排水基準の設定等について」につきまして、部会で鋭意検討を行いました。最終的な取りまとめを行いましたので、部会での検討経過並びに検討結果についてご報告申し上げたいと思います。

ただいま申し上げましたお手元の資料2-2の裏面に、参考資料といたしまして審議経過を添付いたしました。当部会では、知事から諮問のありました、ほう素、ふっ素、アンモニア等の3項目について、大阪府生活環境の保全等に関する条例の項目追加並びに上水道水源地域への上乗せ基準等につきまして、専門的な見地から調査検討を行ったわけでございます。そして、その結果について、パブリックコメントで皆さん方のご意見を聞きまして、3回目の部会で報告を取りまとめたところでございます。

部会報告の内容でございますが、資料2-2にその概要を示させていただいております。

部会におきましては、3物質の排水基準を設定するに当たりまして、次の点に留意した次第でございます。その第1点目は、温泉、海域など自然界に広く存在し、微量では結構有益な面がありますが、それと同時に日常生活活動からも排出される、ほう素等の3物質の特性を十分に踏まえること。第2点目は、府域におけるこれまでの条例等による排水規制や指導の状況を踏まえること。第3点目は、上水道水源地域において、確実に環境基準を守ることが必要であること。さらに4点目につきましては、最新の知見に基づいて定められた法の排水基準を参考にしつつ、大阪府における環境濃度や排水実態等を勘案すること。この4点につきまして留意して検討したわけございまして、大阪府の条例による排水基準は、この資料2-2に示す表のとおりとすることが、私どもの方においては適当であるとしております。

具体的に申し上げますと、原則的にこれまでの条例における有害物質の考え方と同じく、一般地域には水質汚濁防止法の基準を適用し、上水道水源地域には法の基準に対して10倍厳しい数値であります環境基準の値を排水基準としております。

なお、ほう素の一般地域における海域への放流の値につきましては、法の基準・水1ℓ当たり230mgに対しまして、これを海域以外の放流と同じく10mgと上乗せしております。また、温泉を利用する旅館業につきましては、ほう素及びふっ素に係る排水基準は、上水道水源地域であっても一般地域の排水基準を適用し、し尿浄化槽を設置する事業場については、アンモニア等に係る排水基準は、新設の事業場のみ適用することとして、既に存在しております事業場につきましては一般地域の排水基準を適用するもの

としております。なお、いずれの物質につきましても、排水基準を直ちに達成させることが技術的に困難な業種に係る事業場に対して、経過措置として3年間の暫定排水基準を定めております。

また、実施しましたパブリックコメントの結果は、資料2-3に掲げておりますが、11月8日から12月7日までの間、意見を募集しましたところ、2通の提出がございました。その内容は、海域へのほう素の排出基準に関することで、石炭火力発電所について上乘せ基準を適用除外とすべきであるという意見と、10mgとした根拠を求めるものでございました。意見に対する考え方は、この資料の右の欄に示しておりますが、本意見を加味しても、部会としましては、当初設定した10mgが適当であるとしているわけがございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。

南会長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしく願いたします。——特にないようでございますので、ただいま近藤部会長からいただいた部会報告を了承していただいたということにさせていただきます。この部会報告をもって答申とすることで、よろしゅうございますでしょうか。

特に異議ないようでございますので、それでは、ただいまいただきました部会報告を答申とさせていただきます。

なお、答申文の作成等につきましては、私の方にご一任いただけますでしょうか。かがみの文章その他の書式を整えることにつきましてはご一任いただきまして、内容はただいまのご報告を答申とさせていただくということで、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

引き続きまして、議事4に移らせていただきます。

議事4は、廃棄物計画部会の中間報告についてでございます。この件につきましては、第15回の審議会におきまして知事から諮問を受け、その後、廃棄物処理計画部会において検討いただいております。

それでは、寺島部会長の方から検討結果のご報告をよろしくお願いいたします。

寺島部会長 廃棄物処理計画部会の部会長を務めさせていただいております寺島でございます。

会長からもご説明ございましたように、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画の策定について知事から諮問を受け、処理計画部会で検討しておりますが、一定の取りまとめを行いましたので、部会の検討経過並びに検討の中間結果につきましてご報告させていただきます。

私どもの部会では、知事から諮問がありました廃棄物処理計画策定に当たっての長期的な目標や施策の展開につきまして、本年5月から部会を4回開催し、専門的な見地から検討してまいりました。お手元の資料3-1の最後に参考資料として審議経過と部会委員名簿を添付しておりますが、第1回部会では、スケジュールや計画策定の基本的枠組みなど計画策定に向けての検討事項について、また第2回部会では、廃棄物処理の課題や施策の基本的方向など廃棄物処理の課題等について検討いたしました。第3回部会では、計画案の構成と内容を、そして第4回部会では、計画案について検討いたしました。今後の部会における審議の内容といたしましては、本中間報告に本日の審議会でのご議論とこの後予定しています府民等から聴取する意見を反映させ、最終的に取りまとめたいと考えております。

では、お手元の資料3-1の処理計画案について、その概要を説明させていただきます。

本計画案の構成は、資料の目次に示したとおりであります。廃棄物処理法におきましては廃棄物処理計画に盛り込むべき事項を規定しておりますが、その内容を「序章」「第1章 一般廃棄物」「第2章 産業廃棄物」「第3章 不適正処理の撲滅」「第4章 循環型社会をめざした施設整備」及び「第5章 府民・事業者等の役割と連携」という構成に取りまとめております。

なお、序章は計画全体の内容を概括して記述したものでありまして、時間の関係もございまして、序章を中心にご説明させていただきます。

1ページの「計画策定趣旨」であります。これでの取り組みと今後の課題を概略まとめました上で、2ページに計画策定の趣旨を記載しております。

これまでの取り組みにつきましては、産業廃棄物については、産業廃棄物管理計画に基づき、産業廃棄物の減量化、適正処理を進めておりまして、今般実施いたしました実態調査の結果によりますれば、12年度現況で計画目標を上回る減量化を達成しております。一方、家庭ごみを中心としました一般廃棄物につきましては、従来、市町村で処理計画を策定することとされていましたが、昨年6月の法律改正で府県としても計画を策

定することとされたという経緯がございまして、ここでは一般廃棄物の減量化、リサイクルを進めるためにアクションプログラムを策定し、施策を進めてきた経緯を記述しております。

次に、今後の課題であります。こうした取り組みによりまして、廃棄物の排出は減少しておりますものの、依然として大量の廃棄物を処理せねばならぬという現実がございまして。さらに、廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出や廃棄物の不法投棄などの不適正処理が年々増加するなどの問題がございまして、一方、廃棄物処理施設の整備は非常に困難な状態にございまして。

2 ページに移ります。計画策定の趣旨でございまして、こうした課題を克服し、大阪府環境総合計画の目標であります「豊かな環境都市・大阪」を目指すためには、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、資源を効率的に利用し廃棄物を出さないこと、発生した廃棄物は資源として利用すること、どうしても利用できない廃棄物は適正に処分する、これらを基本原則とする最適生産、最適消費、そして最少廃棄型の循環型社会を形成することが重要でありまして、このためにはすべての関係者が従来の価値観を改め、共通の認識のもとにそれぞれの責任と役割を果たすことが必要であり、こうした状況を踏まえて処理計画を策定していることを述べております。

次に、「1-2 計画の性格」であります。この計画は、法定計画であること、さきに述べました循環の考え方に基づくものであること、また各主体が果たすべき役割を示すものであることなどを述べております。

次の「計画期間」ですが、国の指導によりまして平成13年度を初年度とし、平成17年度を目標年度とする5ヵ年計画としておりますが、国の基本方針では最終処分量を平成22年度に平成9年度のおおむね半分にするとしておりますので、平成22年度を見据えて策定しております。なお、計画は、国の動向やリサイクル処理技術の進歩など社会情勢の変化に的確に対応できますように、必要に応じて計画を見直すこととしております。

3 ページには、他の計画等との関係を示してありますが、大阪府の計画やリサイクル関係諸法とも整合を図っております。

4 ページに移ります。「2 廃棄物処理の基本的方向」としまして、基本理念、基本方針を記述しております。基本理念は、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成することであり、基本方針は、廃棄物の排出抑制、廃棄物は可能な限りリサイク

ルする、どうしても利用できない場合は適正に処分する、また府民・事業者等は連携して取り組むというものであります。

5 ページからは、廃棄物対策の課題を再び掲載しております。まず、大量の廃棄物発生という問題がありまして、一般廃棄物の発生量につきましては、ここ数年横ばいの傾向にございますが、東京に次いで全国第2位、1人当たりの排出量は全国一となっております。産業廃棄物は、産業構造、経済状況の変化などから減少の傾向にありますが、それでも依然として大量に排出されております。

6 ページに移ります。大量の廃棄物が排出される要因、また埋立地の残容量の逼迫や、建築物の建てかえに伴います建設廃棄物の排出の増加といった問題を記述しております。

次に、廃棄物処理施設の整備であります。廃棄物処理に対する府民の不信感や環境に対する府民意識の高まりなどから、施設の設置はますます困難になってきております。また、平成14年12月からは焼却施設に対するダイオキシンの規制が強化されまして、焼却施設の廃止が進むと考えられますので、それにかわるリサイクル施設などを整備する必要が生じておりますが、そのためには住民の理解を得るための制度づくりや公共関与による施設整備を検討する必要がございます。

7 ページに移りますが、廃棄物関連の有害化学物質による環境汚染の対策といたしまして、廃棄物焼却に起因するダイオキシン類対策と長期間保管を余儀なくされているPCB廃棄物の処理について言及しております。

次に、不適正処理の増加であります。8 ページに大阪府域の不適正処理の推移を示しております。件数が増加しますとともに悪質化、巧妙化しておりまして、被害が拡大する前に迅速に対応できる体制づくりや措置命令による原状回復などが求められております。

その図の下になりますが、循環型社会を形成するためには、社会の各主体がそれぞれの立場と責任のもとに廃棄物対策に取り組む必要を指摘しております。一般廃棄物にあっては、府民一人一人がごみを出さないように努めること、また、生産者は、長寿命でリユース、リサイクルしやすい製品の設計や製造に努めることが必要であります。産業廃棄物については、排出事業者や処理業者がそれぞれの責任で取り組むことが必要でございます。また、市町村は一般廃棄物の適正処理を、府は廃棄物の広域処理体制の整備や事業者に対する産業廃棄物適正処理の指導を行う必要があります。そして、各主体が互いに連携し合って取り組むことが必要であります。

9 ページ、計画の目標についてご説明いたします。

まず、減量化の数値目標であります。表に示しますとおり、計画目標年度の平成17年度において、一般廃棄物については最終処分量を84万tに、産業廃棄物については最終処分量を111万tとする計画となっております。

なお、国は、基本方針として平成22年度の最終処分量を平成9年度実績に比べおおむね半減としており、参考に表を入れておりますが、一般廃棄物については、平成17年度の段階では施設整備の効果があらわれなかったために削減率は小さくとどまっておりますが、平成22年度にはその効果があらわれまして、ほぼ半減することとなります。産業廃棄物については、平成17年度で既に半減されておりますが、平成22年度に向けて一層の減量化を推進することとしております。

減量化量の算出根拠について説明いたします。資料3-2の1ページをお開きください。

一般廃棄物につきましては、大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議において昨年6月に定めました「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の減量化目標に基づいて定めております。目標量の設定に当たっては、「2 目標量設定の考え方」に記載していますように、生活系ごみ、事業系ごみそれぞれについて、発生抑制、再生利用による減量化量を算出しております。

次に、産業廃棄物であります。実態調査の結果に基づきまして、排出量の多い産業廃棄物の種類ごとに、排出、処理の現状、現在の技術水準での実行可能性をもとに、4ページに示しますように、発生抑制、再生利用等による削減量を平成17年度、平成22年度について設定し、算出したものであります。

資料3-1に戻っていただきますが、9ページでございます。記載しております減量化目標は、平成17年度を目標年度としていますが、さらに処理技術、リサイクル技術などの進歩や府民意識の変革などを踏まえまして、必要に応じ見直すことといたします。

10ページは、施策目標でございますが、5つの目標を提言しております。なお、施策目標を定めるに当たりましては、関連します大阪府の施策案を聴取し、調整を図っております。これらの目標の達成に向けた重点施策であります。まず、その推進に当たっては、排出者責任のもと、拡大生産者責任にも配慮することが必要と考えております。さらに、円滑な推進のためには、各主体の責務を定めた訓示的な条例を制定することも

必要であるとしております。

次に、重点施策の内容について、概略を説明いたします。12ページをお開きください。

まず、第1目標「発生抑制・リサイクルの推進」に関する施策であります。その必要性とそのためどのような取り組みをするかにつき、ゴシック体で記述しております。内容につきましては、時間の関係もありますので割愛させていただきますが、その項目は、①ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進、②広域的なごみ処理の推進、③事業者の自主的取組みの促進、④建築物・製品等の長寿命化等の促進、⑤公共工事における再生品等の優先的利用、⑥建設廃棄物リサイクルの推進、⑦容器包装リサイクルの推進、⑧リサイクル関連諸法の円滑な施行の8項目であります。

次に、14ページ、「リサイクルや適正処理のための施設の整備」につきましては、大阪エコエリア構想の推進などについて提案しております。大阪エコエリア構想は、ベイエリアを中心とした都市圏の再生と環境関連産業の振興を図り、廃棄物最終処分場跡地等を活用し、民間事業者を主体としたリサイクル施設の整備と自然と触れ合う場の創造などを行うものでありまして、近隣の自治体と広域的な連携、協力も図りながら、来年度の構想策定を目指しております。さらに、こうした廃棄物処理施設の整備を促進するためには、早い段階からの情報の公開により、周辺の理解を得ることが必要であるとしております。

次に、15ページ、「ダイオキシン類・PCB廃棄物等の有害化学物質対策の推進」につきましては、特定化学物質に対する国の規制の強化を背景に、廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類への対策、長期にわたり保管されているPCB廃棄物対策などを推進するとしております。具体的には、ダイオキシンについては、市町村の焼却施設における改善対策工事の実施や広域的な対応、また構造基準等に適合しない施設に対する改善指導並びにばいじんや燃え殻の処理基準の指導、さらに熔融施設の整備などを提案しております。また、PCB廃棄物につきましては、処理計画を策定するとともに、環境事業団による広域的処理を推進することを提案しております。

次に、16ページ、「不適正処理の撲滅」についてであります。携帯情報端末などを利用した不適正処理監視システムを構築しまして効率的な監視、迅速な対応を行い、国や警察、市町村と連携したパトロールを強化することなどを提案しております。また、不適正処理を行った処理業者について許可を取り消すなど厳正に措置することにより不適正処理を撲滅するとともに、優良業者を育成することを提案しております。

次に、17ページ、「府民・事業者等との連携の強化」であります。循環型社会を形成するために、すべての関係者が連携して取り組むという原則のもとに、具体的活動としましては、現在府に設けられております減量化・リサイクル推進会議を活用することや廃棄物処理に関する理解を深めるための行事を実施すること、また、何といたしましても廃棄物に対する教育が必要でございますから、これを学校、企業などの場で推進することなどを提案しております。

次に、18ページ以降は、ただいまご説明いたしました序章の内容の根拠となる各論でございますので、主要な点を中心に、概略ご説明いたします。

18ページの「第1章 一般廃棄物」であります。ここでは、廃棄物の減量その他処理の現状、減量化の目標量、目標を達成するために必要な措置、一般廃棄物の適正な処理の確保について述べております。

まず、25ページまでは、生活系ごみ、事業系ごみ及びし尿につきまして、排出、中間処理、最終処分の現状を示しております。大阪府での一般廃棄物の排出状況の特徴は、既に序章でご説明したとおりでございます。

次いで、26ページから29ページに、これらの処理、処分のための施設の現況を記載しております。

30ページには、序章でご説明いたしました一般廃棄物減量化についての数値目標の詳細を記載しております。

31ページからは、目標を達成するために必要な措置について述べております。重点化施策でもご説明いたしましたが、大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議が策定しました「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」のさまざまな実践行動を府民や事業者に普及させるため、府民団体や事業者団体、市町村等と協力しながらごみゼロに向けた府民運動を行う旨、提案しております。

また、32ページには、ごみの資源化や適正処理を進めるためには、ごみの適正な分別が必要となりますため、大阪府分別収集促進計画に基づきまして分別収集が円滑に実施されるよう、府民啓発、市町村への情報提供、施設整備への国庫補助金の確保などを提案しております。また、市町村ごとに取り扱いが異なります分別収集区分ごとのごみの定義やごみを出す際の排出ルールの統一化も重要でありますので、これらについても提案しております。

35ページには、ごみの発生を抑制し、リサイクルを進めるための有効な方法の一つと

考えられておりますごみの有料制について、市町村の取り組みを支援するなど、経済的手法の導入の検討について提案しております。

また、事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルの促進も府域の廃棄物の排出状況を考えますと大変重要なことでもありますので、その方策として、容器包装の使用の適正化に関する指針等、ガイドラインの設定などによる事業者への働きかけや、拡大生産者責任を踏まえた使用済み製品の自主回収の拡大などについて提案しております。

36ページでは、その他に、府庁ごみゼロ作戦の推進、府民・事業者・民間団体の自主的な活動の支援などについて述べております。

次いで、37ページから、適正処理の推進について述べております。

(1)の環境への負荷が少ないごみ処理の推進であります。ごみ処理施設の整備については、市町村、一部事務組合のごみ処理一般廃棄物処理計画に基づきまして適正な整備が図られてきたところでありますが、今後は、広域的な整備に向けた調整、支援を行うことや、民間のごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設が今後、ダイオキシン規制により休廃止することが見込まれますことから、市町村等のごみ処理施設の暫定的な活用について市町村等と検討をしていくことなどを提案しております。

また、施設整備に向けた情報の公開につきましては、ごみ処理施設の建設は地域住民による反対運動等立地へのコンセンサスが得にくく、非常に困難な状況にございまして、住民の理解を得るための仕組みが重要となりますことから、その仕組みづくりに向けて市町村等と検討を行うとしております。

容器包装ごみにつきましては、今後さらに分別収集が進みますことから、効率的な分別やリサイクルの促進を図るためにも、近隣市町村での共同処理や民間施設の活用に関する検討について提案しております。

また、優良な処理業者や再生資源業者の育成などについても触れております。

38ページからのダイオキシン類の発生抑制につきましては、施設の改善や広域化などの取り組みを進めていく旨、記載しております。

41ページからは、一般廃棄物の適正な処理の確保に関する内容でありまして、広域的な中間処理と最終処分に関する事、し尿処理に関する事、市町村に対する技術援助に関する事などを述べております。

まず、ごみ処理広域化計画の推進でございしますが、リサイクルやダイオキシン対策の必要性から、平成9年に旧厚生省がごみ処理の広域化について全国都道府県に通知しま

して以来、広域化についての検討を府では進め、府域を次のページにございます6つのブロックに分け、それぞれのブロック広域化計画を取りまとめられるまでの経過を記載しております。このブロック計画には、減量化・リサイクルの推進、処理施設整備の取り組みなどを広域的に連携・協力して進めていく方針が記述されております。

43ページからは、広域的最終処分に関する内容であります。発生抑制、再生利用、中間処理により最終処分量を一層削減し、それでもどうしても埋立処分せざるを得ない廃棄物を適正に処分するための広域的な処分場の確保に努める、また、最終処分量を削減するために、灰溶融施設を整備し、溶融スラグ利用への支援措置などを働きかけ、処分場の設置に際し環境データの公開など住民理解を得るための方策の検討を行い、当然のことですが、周辺環境の保全に配慮していくなどとしております。フェニックス計画についても、同様の考えに立ちまして、近隣府県と連携しつつ進めていくとしております。

次に、44ページ、し尿処理についてであります。府内の一部で海洋投棄されているし尿についての陸上処理への移行や、汚泥の再生利用を進めるための調整、技術援助について提案しております。

46ページの市町村に対する技術的援助でございますが、ごみ処理技術についての情報提供、市町村の取り組み状況などの情報交換、国庫補助制度の充実、災害時等におけるごみ処理の相互協力などについて述べております。

次に、48ページ以降の「第2章 産業廃棄物」についてでございます。構成につきましては、第1章の一般廃棄物と同様となっております。

産業廃棄物につきましては、実態把握のため、本年度、アンケート調査及び既存資料調査を平成7年度と同様の方法により実施しております。実態推計の方法としましては、原単位による方法を用い、業種ごとに、製造品出荷額などそれぞれ活動量指標を設定しております。今回は、特に建設業につきまして、土木工事と建築工事に分類した上で、建築工事をさらに新築工事と解体工事に分け、新築工事については着工延べ床面積、また解体工事につきましては解体除却面積を活動量指標に採用いたしました。これら活動量指標とアンケート結果により得られました業種別、種類別の発生原単位をもとに、府域の実態を推計しております。

48ページから67ページにかけては、調査結果に基づき、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出、処理・処分状況を記述しておりますが、具体的な内容の説明は省略さ

せていただきます。

続きまして、68ページからは、減量化の目標量の設定に関する説明であります。まず68ページ、69ページで産業廃棄物排出量の将来予測の方法について述べております。この予測の方法は、将来の活動量指標の伸びを推計する方法により行っておりますが、69ページの表2-7に、業種別の活動量指標及びその将来推計方法等について示しております。大阪府総合計画の経済成長率や府の計画等と整合をとり、設定したものであります。将来予測の結果は、69ページから73ページにかけて記述しております。

73ページから74ページには、序章でも説明いたしました産業廃棄物についての減量化の数値目標の詳細を記載しております。がれき類など産業廃棄物の種類ごとに、平成17年度及び平成22年度における排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量等の目標を設定し、表2-11に示しております。それぞれの目標の設定につきましては、先ほど資料3-2で説明した方法により行っております。

続きまして、75ページの「3 目標を達成するために必要な措置」につきましては、排出事業者におけるゼロ・エミッションの推進、多量排出事業者に対する減量化指針の策定、建設廃棄物につきましては、延命化や長期間利用できる建築物の建設等による発生抑制について、また排出事業者における再利用・再生利用の促進、再生品の規格化の検討や統一基準の策定の国への要望などを提案しております。さらに、建設廃棄物につきましては、発注者から直接工事を受注した元請業者に責任を一元化します大阪府独自の指導指針の積極的な活用による適正処理の指導強化についても提案しております。

77ページ、「4 産業廃棄物処理施設の整備に関する事項」でございますが、ここでは中間処理施設の現状とその必要性、またダイオキシン類やPCB対策などについて述べておりますが、既に序章で概要をご説明いたしました。さらに、アスベスト廃棄物対策、感染性廃棄物対策などについても述べております。

また、82ページの最終処分場の確保、及び83ページの施設整備に関する配慮事項であります。これも既に第1章で同様の内容についてご説明しておりますので、割愛させていただきます。

続きまして、84ページからの「不適正処理の撲滅」であります。この「不適正処理を起こさないための基盤整備」と「不適正処理の未然防止と原状回復」に分かれております。

84ページの「不適正処理を起こさないための基盤整備」では、産業廃棄物処理業許可時の審査の強化、また自社保管の事前届け出制など、必要な対策の検討について提案し

ております。さらに、事業者が事業所ごとに産業廃棄物の管理責任者を設置いたします産業廃棄物管理責任者制度の創設の検討についても提案しております。

86ページの「不適正処理の未然防止と原状回復」であります。不適正処理の未然防止では、自動監視カメラなどを用いた監視や、国、警察、市町村等と連携したパトロールの強化、違反者に対する速やかな行政処分の実施と公表の制度化などについて、また不適正行為の行為者だけでなく、排出者、土地所有者に対する強い指導、原状回復や府民啓発が必要な場合の基金の創設の検討などを提案しております。

88、89ページの「循環型社会をめざした施設整備」についてであります。大阪エコエリア構想と広域中間処理施設の整備についての内容でございます。既にご説明いたしましたので、省略させていただきます。

90ページからの第5章では、府民や事業者等の役割と連携について記載しております。

廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進していきますためには、府民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割を認識した上で連携して取り組む必要がありますことから、府民、事業者、市町村、国、府のそれぞれの役割を示しております。

その中で、府の役割としましては、産業廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処理などを促進するため、事業者への指導、監督を行うことをはじめ、一般廃棄物を含めまして廃棄物のリサイクル、適正処理が円滑に進むよう関係者間の調整を行うこと、市町村への情報提供や技術的援助を行うこと、府民や事業者への啓発、環境教育・学習、情報提供を行うこと、リサイクル施設や処理施設の整備を促進することなどを提案しております。

93ページからは、府民、事業者との連携について述べております。(1)の大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議の活用、(2)の環境教育・啓発の推進の部分は序章で既に説明しておりますので、割愛いたします。94ページ、(3)廃棄物情報の提供の項では、減量化、リサイクルに関するノウハウの提供や資源回収業者の紹介など、さまざまな広報媒体を活用し、廃棄物関連の情報提供に努めること、(4)の産業廃棄物に係る優良排出業者・処理業者の公開では、発生抑制などについて優良な取り組みを行っている事業者に対する表彰制度の創設につき検討することをそれぞれ述べております。

以上が、本年3月に環境審議会より諮問を受けまして、廃棄物処理計画部会におきまして専門的な見地から検討を重ねてまいりました結果を中間的に取りまとめた「廃棄物処理計画(案)」の概要でございます。

本日のご審議の後、パブリックコメントの手続を行っていただきまして、それらを受け、最終案としてまとめたいと考えております。

なお、現在、国におきましては、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直しなどについて検討が進められていると聞いておりますが、今後、このような状況の変化に対応して、本処理計画を見直す必要が生じることも考えられるということを申し添えさせていただきます。

長くなりまして申しわけございません。以上でございます。

南会長 寺島部会長、どうもありがとうございました。

産業廃棄物処理計画部会で精力的に審議されまして、それらを詳細に中間報告としておまとめいただいたものをただいまご説明いただいたということでございます。この後、パブリックコメント、あるいはさらに部会を重ねて最終案とする、そういうご方針もお示しいただきました。

この中間報告につきまして、ご質問、ご意見をいただければと思います。

井田委員 非常に細かいデータが出てきたので、教えてほしいことが起こりました。44ページから45ページのところで、将来的にはし尿処理について鋭意改善される、また陸上処理をする方向であるということは、国際的にもたががはまっていますので安心していいと判断できるのでありますが、どうしても現実を教えておいてほしいと思いました。

それから、24ページ、大阪府は、例えばここに平成12年度海洋投棄2.8万㎥とあります。これがどの地域に、どのような頻度で出されているのか。あるとき、どかっと行くのか、ちょびちょび何回も行くのかということと、海洋投棄というのは大阪府の場合、どこに行くか。位置ですね。これは図1-11についてですが、海洋汚染というか、富栄養化の観点からお聞きします。

もう一つ、25ページの図1-13にかいてありますように、埋立処分も現になされてきているわけですが、この残渣の埋立処分というのは、どのような場所で、どのような方法でなされているのか。これは地下水の問題との絡みでお聞きします。

寺島部会長 概略をご説明申し上げて、詳細は事務局から説明を願います。

し尿の海洋投棄でございますが、これは海洋汚染防止法等で処分海域等が規定されております。それに従って、沿岸からある一定距離離れた場所で海洋投棄することになりますが、現状、どういうところでどのような量がという具体的な内容については、事務

局からご説明いたします。

それから、ごみの残渣等の最終処分方法でございます。今、一応陸上埋め立てについて申し上げますが、これも廃棄物処理法におきまして廃棄物の最終処分地の構造基準、維持管理基準というものが設けられております。それに従ってするわけでありましたが、一般的には、廃棄物等が雨等により流出しないよう堰堤による囲い込み、それから雨水が浸透することでの汚水による地下水汚染が生じないようにするための集水設備、あるいは集水した浸出水を処理するための設備を設ける、また埋立地の底部は不透水の構造にする等、基準がございます。

そういう基準に従って実施することになります。基本的には各市町村で廃棄物処理を行っておりますから、それぞれの市町村の自然地理、社会的条件によりまして埋立地の選定がなされております。ご存じのように、関西圏域といいますか、大阪府では、フェニックス計画によりまして廃棄物の受け入れが可能でございますので、かなりの量がフェニックス計画に基づく海面埋立処分、基本的には今陸上埋め立てについて申しましたような処分地の構造を持っておりますが、そこで行われている状況でございます。

事務局（榊田課長） 廃棄物対策課長の榊田でございます。簡単に補足させていただきます。

海洋投棄の場所ですが、寺島部会長もおっしゃいました環境省が定める地域ということで、和歌山県の潮岬の沖の方に投棄しております。月に大体3回でございます。積み出し港は、泉北港と和歌山県の漁港の2カ所から搬出しております。地域としては、大阪府域でこの2万8,000klは1市だけになっております。

それから、残渣の処分も、寺島部会長もおっしゃいましたが、市町村の所有しております一般廃棄物のごみの最終処分場に埋め立てております。それと、フェニックの方にも一部行っているということでございます。

近藤委員 今のご質問に関連して、確かに投棄する場所は環境省によって決められておりますが、そこに行くまでに落としてしまう業者があると聞いております。その辺の監視は一体どうなっているのでしょうか。

寺島部会長 不法投棄問題でございますね。現状については、事務局の方で説明いただけますか。

事務局（榊田課長） 海洋汚染防止法等に基づきまして、海上保安庁の方で監視はしております。それと、事業者の方から、委託しております市を通じて大阪府に、間違いな

くこの場所に投棄したという報告もいただいております。

西口委員 一般廃棄物の減量化の目標量が出ているんですが、この発生抑制量というのが非常に少ない感じがするんです。再利用とかその辺で焼却量なり最終処分量を減らそうという考え方になっているんだと思うんですが、これがなぜこんなに少ないのかということをお教えいただきたいと思っております。

もう一つは、私も弁護士会で発生抑制に取り組んでいるんですが、システム的に難しい面があります。具体的に減量化のシステムをつくっていくときに、いろんな困難があって、先進的な、具体的なノウハウを知りたい面がたくさんあるんです。そういうときに、何か推進会議といったものがあるようですし、情報提供というのでも書かれています。具体的にこういう悩みとかそういうものの相談を受け付けてくれる場所、あるいはどういう施策をとられるのかという点を知りたい。

それともう一つは、減量化に取り組んだときのインセンティブ。例えば、減量化することによってごみ処理費用が減るんだというだけではなくて、減量化に積極的に取り組んでいるところに、もう少し経済的なインセンティブを与えるような方法を考えていただきたいなという点があります。

南会長 ただいまの西口委員のご質問の趣旨は、発生量がここではちょっと少なく見積もられているのではないかというのが第1点。第2点は、発生抑制するに当たって、具体的なノウハウを教えてください。第3のポイントは、減量に対してインセンティブを与えるべきではないか。こういう3点と理解してよろしゅうございますでしょうか。

これにつきまして、まず寺島部会長からお答えいただけますでしょうか。

寺島部会長 発生量の予測につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。現状の手法、情報等に基づく予測量になっていると思います。特に、発生抑制が少ないのではないかとご指摘でございますが、これは、現状の技術レベルで実現可能性等を踏まえまして、業種ごとに将来における活動量指標の伸びとか現状における取り組み状況なども踏まえて検討してまいっております。

具体的には、例えば産業廃棄物でありますと、各事業者による生産・製造工程における各種の改善、簡単に言えば廃棄物が発生しない生産プロセスの採用とか、その他発生抑制に関する諸努力が総合されまして、結果としては事業者の単位活動量、事業量といえますか、例えば出荷額 100万円当たりの廃棄物発生が変わってくるわけでありまして。これは、間違っていたら事務局に訂正していただきたいんですが、平成7年と比べます

と、原单位的な変化、つまり発生抑制の努力が1%程度になっていたかと思います。それを、今申しましたような検討の結果、さらに上積みする形の発生抑制を求めていますので、可能であればまだまだ抑制したいところではありますが、現状、このレベルが妥当なところではないかと考えております。

第3点目の減量に対するインセンティブについては、ご意見を承りまして、また部会で検討させていただきたいと思っております。

事務局、補足説明をお願いします。

事務局（榊田課長） 発生抑制ですが、資料3-2の1枚目に「一般廃棄物の減量化の目標量」というところがございます、発生抑制量の項で考え方を書いております。生活系ごみは、ごみの種類ごとに具体の実践行動により発生抑制量を算出して設定したということがございます。一般廃棄物につきましては、寺島部会長にも説明していただきましたが、平成12年6月に廃棄物減量化・リサイクル推進会議で「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」をつくりました。これは、府下市町村とか事業者、府民団体の方々が入っておりますが、その実践行動を通じて発生抑制量がどの程度算出できるのかということをもとに設定しておりまして、事業系のごみにつきましては、輸送とか仕入れに伴う梱包材の抑制や通い箱への転換、販売管理の徹底、また両面コピーの徹底などの実践行動によって発生抑制率を3%にするということによって発生抑制量を算出し、設定いたしました。それと、発生抑制量につきましては、なかなかライフスタイルが変わらないということもございまして、減らすことは非常に困難な状況にもございます。国の基本方針にも沿った数値ということによって設定させていただいております。

減量化の相談の窓口については、廃棄物減量化・リサイクル推進会議というところでホームページをつくっておりまして、そのホームページで、それぞれ個別に行動するとか、あるいはリサイクルアクションプログラムにつきましても、どういう行動をしたら減量化ができるのかとか、いろいろな情報を提供している状況でございます。

それから、経済的なインセンティブということでは、有料制やデポジット制の検討が効果的ではないかと考えております。

難波委員 ごみを出さない、出たごみはできる限りリサイクルするのは確かに大事なことで、これを実施するためには、府民への教育、関係者のいろんな努力も要るんでしょうけれども、うっかりすると精神論になってしまうかもしれない。そういうところで、西口委員から、ノウハウとかインセンティブが必要ではないかというご発言があったの

だと思います。確かにそのとおりだと思います。

一方、ごみ処理施設の方も、これは迷惑施設ということで非常に嫌われて、なかなかつくりえない。だから、減らすのは言うまでもないことなんですけれども、やむを得ず処理するときに、例えばダイオキシンなども出ないようにするためには、非常に高度な施設が必要になってくる事態もあるかと思えます。そういったときに、今つくるのはなかなか難しいような状態なんです。例えば26ページ、27ページのデータを見せていただきますと、発電したり、温水プールをつくったり、蒸気を周囲に配ったりしているようで、つまり迷惑施設じゃなくて、高度な処理がされて、その施設が来たおかげで、周囲に公害がまき散らされることはない、それどころかある種の恩恵があるということは、精神論じゃなくて、こういうある程度具体的な努力で成り立つと思うんです。こういった面についてのご計画というのは、いかがでしょうか。

寺島部会長　ご指摘、ご意見のとおりでございまして、現在、一般廃棄物の中間処理としましては焼却が主流でございまして、焼却プラントにつきましては、ごみのエネルギー利用の一つの方法として、余熱による発電がもう一般化しております。地元との関係において、回収した熱、これは熱そのものである場合もありますし、電力にする場合もありますが、それをどういう形で還元しつつ、周辺に受け入れられる施設に図っていくか、これも通常ごみ処理事業を担当いたします市町村においては当然の課題でございまして、いろいろ努力されているところでございます。そういう意味で、焼却に伴います、ご指摘の周辺へのエネルギーの還元等は当然のことでございます。

ただ、中間処理の技術が、今は変革、変化の時期にございます。ごみの熔融処理など、処理に伴います公害要因の発生、ダイオキシン問題に象徴されるああいう問題がございますので、一方においては広域的に収集し大型の炉で高温で焼却ということも政府が広域処理計画を進める主たる内容となっておりますが、これがなかなかそううまくは進まない状況がございます。そこで、各ごみ処理事業担当の組織においては、ごみの熔融のほか、ごみ燃料化・RDF化とか、いろんな努力がなされております。そういうものを含めて、ご指摘のように、迷惑施設でないような、公害防止対策は言わずもがなのことと考えておりますが、さらに余熱の利用等も図りながら、地元を受け入れられるような形も当然の方向として進められるものと考えております。

南会長　ただいまのことに対して、もし事務局の方から簡単に補足していただくことがあれば、お願いしたいと思えます。

今、寺島部会長にお答えいただいたことでほとんど尽きているかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

小谷委員　ちょっと重複することもあるかもしれませんが、今回、全般的なまとめというところでいろいろな質問とか意見もありますので、思い当たった点だけ述べさせてもらいたいと思います。

廃棄物を減らすということですから、先ほどおっしゃっていたような発生源での抑制にもう少し重点を置いていただくことが大事かと思えます。EPRということも最初に述べられておりましたが、生産者とか製造者が物をつくる段階からごみとして処理する段階まで責任を負う仕組みをもっと明確にしていだきたいということ、一つお願いします。

それから、35ページに、経済的手法の導入検討と書かれておまして、大阪府が市町村の取り組みを支援します、有料化の導入を支援しますとありますけれども、一つは、有料化で本当にごみが減るのかということが考えられます。私は、幾つか全国の例をお聞きしましたが、例えば岐阜県の高山市とか、仙台市とか、千葉市なども、有料化して減量化に取り組んだけれども、実際には減量化できなかったということもあります。家電リサイクルと同じように、ことしの3月までに駆け込みでだっと捨てたから4月、5月の前半が減ったりして、スタートした年は一定減るけれども、まただんだんふえてきて、お金さえ出せば処理してもらえるとというようなことで、本当の意味でごみを出すのを減らそうという意識が育っていくかどうかというところでは、全国の例を見てもちょっと疑問な点があります。

また、有料化の点におきましては、府民の皆さんへの一律の有料化なのか、どのように進めていくのか、提案はないんですが、今、本当に消費が低迷しておりますし、仕事もなかったり、国民健康保険料なんかも払えなくて滞納者がいっぱい出ていたり、介護保険が導入されて払いたくても払えないとか、府民生活が大変深刻な状況にありますので、ごみの問題で一律に府民に経済的負担をかけていくという点については、もっと検討していただきたいと思えます。

それから、39ページの②にごみ処理広域化ブロック計画の推進ということが書かれておまして、1行目に「今後整備する施設は処理能力が100トン/日以上規模とし」と明記されているんですが、なぜ100t以上と書いているのか。これも全国で幾つか話を聞きましたら、広域化を進めていく中で、その自治体の規模があるかと思えますが、

実際は57tぐらいしか1日の処理廃棄物がないのに100tの焼却炉をつくってしまって、建設費が100億円で、あとのランニングコストにもものすごい負担がかかって自治体が四苦八苦しているような状況もあります。ここで100tと書かれている根拠があるのかどうか、疑問がありますので、それはお聞きしたいと思います。

南会長 小谷委員のご指摘で、最初の廃棄物を発生源で減らす、これはコメントとして受けとめさせていただきます。

2つ目の経済的な問題につきましては、先ほど西口委員からご質問のあった減量に対するインセンティブを与えるということとセットの問題として、これもコメントとして受けとめさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

最後の第3点の100tという規模の設定の根拠につきましては、寺島部会長、簡単にお答えいただけますでしょうか。

寺島部会長 広域化処理計画とダイオキシン対策というのは表裏一体のものでございまして、ダイオキシン発生を抑制するためには、800℃以上の高温焼却が必要である。となりますと、今度は施設的には大型のものでないと、小型のものでは維持管理その他から安定性に問題が生ずる。そういう意味で、ある一定規模以上の施設能力を要求しております。これは国の検討による結果の数値であると理解しておりますが、そのあたりは事務局から補充していただきたいと思えます。

事務局（榎田課長） 部会長のおっしゃるとおりで、ダイオキシン対策として、24時間の連続炉として運用する場合には、1日の処理量が100t以上の焼却炉でなければならないという国の方針がございます。

南会長 800℃以上でランニングする、そのための100tという基準があるということですね。

小谷委員 それも国の方でも議論があったようで、ダイオキシンを抑えるために、温度の工夫であるとか分別焼却で、100t未満でもやっているようなことも聞いております。排出量を減らすという立場ですから、一律に100tということではなく、もしその焼却炉に合わなかったらどんどん焼却物をふやしていかないといけないというような、この計画と逆方向に行っては大変ですので、ぜひその辺は実際の量との整合性を検討していただきたいと思えます。

南会長 ありがとうございます。ただいまの小谷委員のご意見、コメントとして受けとめさせていただきます。事務局の方でもさらに今後の検討課題の一つとして扱っていた

だきたいと思います。

ただいま、いろいろな貴重なご意見を委員の先生方からいただきました。それら全体を含めまして、現状では、この部会から出されました中間報告は基本的にはご了解いただいたのではないかと考えております。

そこで、この先の手続として、1月に予定されておりますパブリックコメント、さらにきょうのご意見も踏まえて第5回の部会でご検討いただくことになっておりますので、そのあたりでさらによりよいものにしていただきまして最終報告とする、そのような方向でお認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

特にご異論がないようでございますので、それでは、そのような形で1月に予定しておりますパブリックコメントの手続を実施する、そういう方向で考えさせていただきます。

あとは、報告事項の案件が2件ございます。

まず第1点、水質測定計画部会決議事項の報告について。これにつきましては、近藤部会長の方から簡単にご報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

近藤部会長 資料4-1、4-2、4-3でございますが、4-3でご報告させていただきます。

ご承知のように、公共用水域及び地下水に関しましては、水質汚濁防止法で常時監視ということになっております。これにつきましては、平成14年度の水質測定計画を立てました。

まず、5ページに河川の水質測定水域区分がございますが、6水域につきまして常時監視を行う。その詳しい内容につきましては6ページから11ページに、それから12ページの方では大阪湾水質の測定地点をかかせていただいております。

測定点及び測定機関総括表が13ページがございますが、その後の14ページからは詳しい測定項目について書いたものでございます。この中で、実は先ほどお話がございましたように、神崎川水系については、B類型からB類型に格上げをすることとございまして、B類型になりますと、14ページの中の大腸菌群まで測らなければならないという項目がありませんので、今、神崎川水系の中で特に安威川の新京阪橋付近の大腸菌群は「-」で示しておりますが、この辺のところも大腸菌群の測定を加えていかなければならない。非常に細かいこととなりますが、そういうことを頭に入れておかなければな

らないということでございます。

その他の点に関しましては、大体従来どおりとなっております。

それから、地下水の方は、これは29ページから始まりますが、測定地点及び測定機関総括表が31ページでございます。そして、その後、32、33ページと、細かい測定項目について、各分野での表がございます。38ページにはモニタリング調査測定地区図がございまして、黒い点のところを採水して検討することになっております。

以上、大体従来どおりの方法、項目について計画いたしました。先ほど申し上げましたように、類型指定が神崎川水系ではE型からB型に上がることにございまして、その関連水域での測定科目に違いが生じてまいりますので、EからBに上がった時点でこの測定項目をつけ加えて測定をしていただく、このようになるということをお伝えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

南会長　　ただいま近藤部会長からは、第1番でご検討いただきました類型見直しの問題も含めてご報告をいただきました。どうもありがとうございます。

引き続きまして、報告の2番目でございますが、第5次水質総量規制に係る水質規制部会の検討状況について。これにつきましては、事務局から部会の検討状況をご報告いただきます。よろしく申し上げます。

事務局（岩崎室長）　環境指導室の岩崎でございます。水質規制部会でご審議いただいております第5次水質総量規制の状況についてご報告いたします。

本件につきましては、昨年8月3日に本審議会に諮問し、水質規制部会において調査検討いただいているところでございます。しかし、水質汚濁防止法の政令及び環境省令の改正の大幅なおくれから、前回6月の本審議会において、調査検討がおこなわれている旨、ご報告を申し上げたところでございます。

その後、12月1日になりまして、政令及び省令が施行されました。また、12月11日には、国より関係20都府県に対しまして総量削減に関する基本方針が示され、制度上の準備が整いました。このため、これを受けまして、翌12日に第3回の部会の開催をお願いし、第5次総量削減計画及び総量規制基準の素案についてご審議をいただいたところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、本年度中に取りまとめをしていただきたいと思いますと考えてございまして、委員及び専門委員の先生方には大変ご無理を申し上げますが、どう

ぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

南会長　ただいまのご報告について、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

——特にならぬようでございますので、以上で本日の議事を終了させていただきたいと思ひます。

長時間、議事進行にご協力、どうもありがとうございました。

最後に、次回の審議会の予定について、事務局の方からアナウンスをお願いいたします。

事務局（小田主査）　次回の審議会は、3月下旬に予定しておりまして、今のところ28日ぐらいで調整させていただいております。詳しくは、各委員にお知らせさせていただきたいと思ひます。今回、年末のお忙しいときにお願ひしまして申しわけございませんが、次回も年度末に開催させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

南会長　それでは、本日の審議会は終了させていただきます。どうも本当にありがとうございました。

閉　会